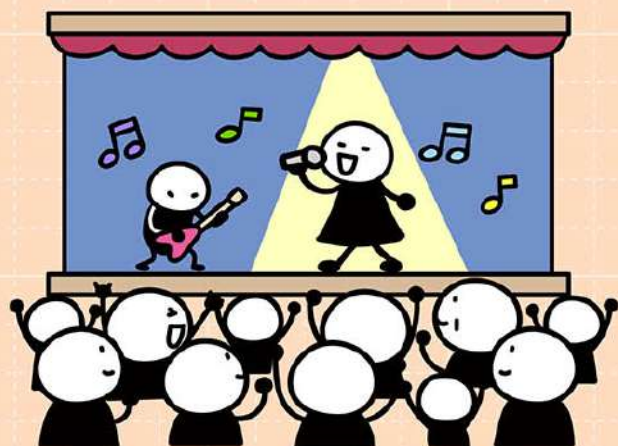


営利を目的としない上演・演奏・上映等 (著作権法第38条)

条件

下記を全て満たす必要がある



非営利

営利を目的としていないこと
営利団体が行うものでないこと

無料

観衆、聴衆から、いかなる
名義であっても、料金を受けないこと

無報酬

出演者等に報酬が支払われないこと

